変更した事項
位置
所在地　石川県輪島市（皆月港第一防波堤外端）
北緯　三七―二一―一二
東経　一三六―四五―一八
記事　補正

名称　猿山岬灯台
位置
所在地　石川県輪島市（猿山岬）
北緯　三七―一九―二八
東経　一三六―四三―二六
変更した事項
位置
所在地　石川県輪島市（猿山岬）
北緯　三七―一九―二五
東経　一三六―四三―二九
記事　補正

名称　安部屋港防波堤灯台
位置
所在地　石川県羽咋郡志賀町（安部屋港防波堤外端）
北緯　三七―〇〇―四九
東経　一三六―四四―二八
変更した事項
位置
所在地　石川県羽咋郡志賀町（安部屋港防波堤外端）
北緯　三七―〇〇―五三
東経　一三六―四四―三〇
記事　補正

名称　白尾灯台
位置
所在地　秋浜三角点（石川県かほく市の南西方約七五〇メートル
北緯　三六―四三―一七
東経　一三六―四一―〇六
変更した事項
位置
所在地　秋浜三角点（石川県かほく市の西南西方約七一〇メートル
北緯　三六―四三―一五
東経　一三六―四一―〇五
記事　補正

名称　美川灯台
位置
所在地　美川小三角点（石川県白山市）の北方約三五〇メートル
北緯　三六―二九―四一
東経　一三六―二九―一三
変更した事項
位置
所在地　美川小三角点（石川県白山市）の北北東方約二八〇メートル
北緯　三六―二九―三六
東経　一三六―二九―〇四
記事　補正

名称　安宅港口灯台
位置
所在地　石川県小松市（梯川河口）
北緯　三六―二五―一四
東経　一三六―二五―〇三
変更した事項
位置
所在地　石川県小松市（梯川河口）
北緯　三六―二五―一五
東経　一三六―二五―〇五
記事　補正

○海上保安庁告示第四十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年二月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　石巻漁港東防波堤灯台
位置
所在地　宮城県石巻市（石巻漁港東防波堤外端）
北緯　三八―二四―三四
東経　一四一―二〇―二四
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十二年十二月二十一日

○中部地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月八日

中部地方整備局長　富田　英治

その関係図面は、平成二十三年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区興津中町字往還道東七一八番一から同市駿河区丸子字泉ヶ谷三〇四七番二まで	前	BA　七・二〇～九・〇〇	一一〇・〇〇メートル～一六三・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル～二四・二三〇キロメートル
	後	BA　七・二〇～九・〇〇	一一〇・〇〇メートル～一六三・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル～二四・二三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○中部地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月八日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市葵区瀬名中央一丁目一〇六番三から同市葵区川合三丁目九七七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月八日

○近畿地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百九十六号京都都市計画道路事業一等大路第三類四十六号外環状線
三　事業施行期間　自平成五年十二月九日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月八日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　萩都市計画道路事業三・四・五今魚店金谷線
三　事業施行期間　自平成二十三年二月八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　山口県萩市大字平安古町字平安古地内
　使用の部分　なし